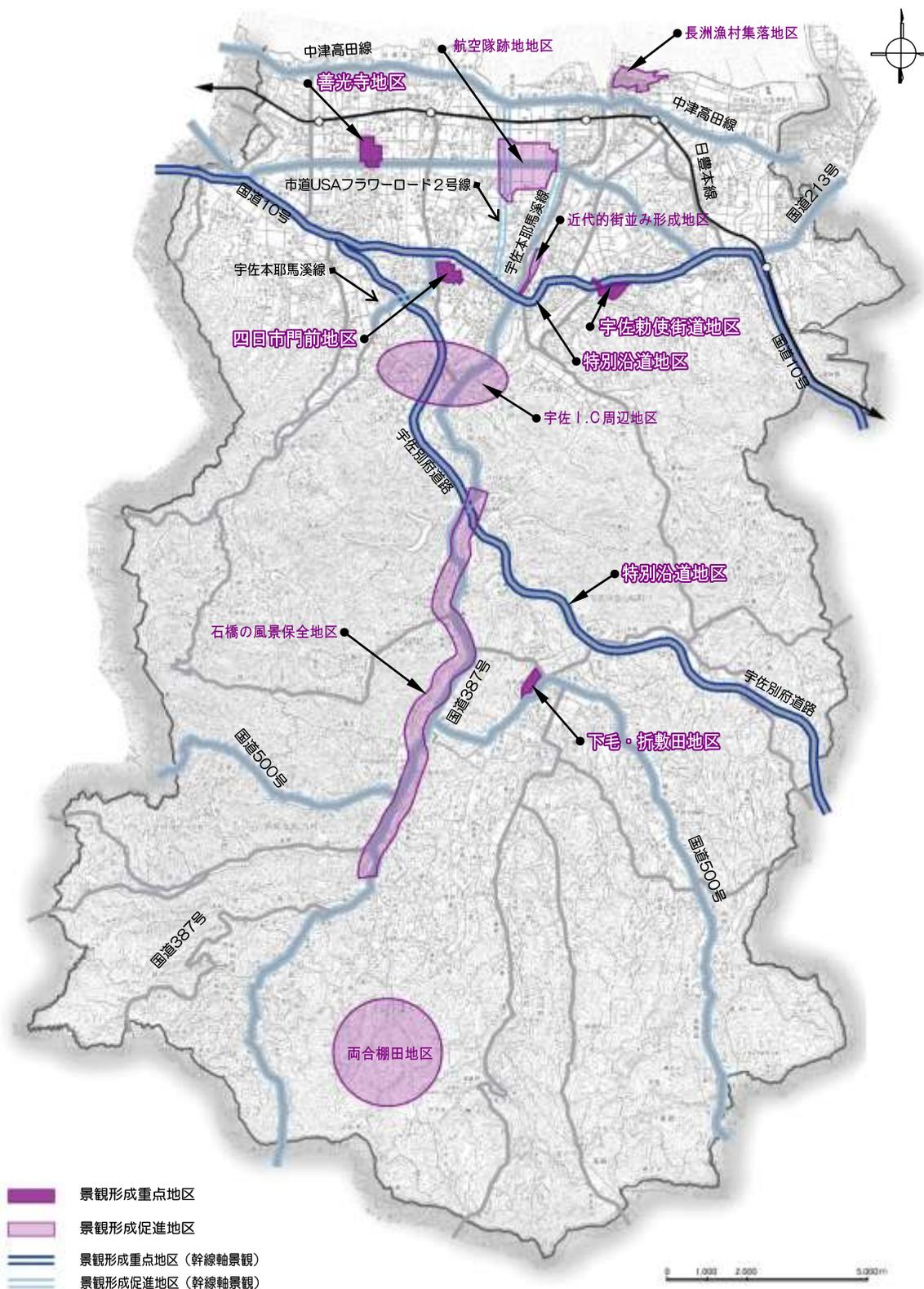


景観計画区域

良好な景観形成を図るため、建築物の建築等の行為に対する規制・誘導指針を設定し、届出・勧告を行う対象となる区域を「景観計画区域」として指定します。

宇佐市では、全市域を「景観計画区域」に指定するほか、「宇佐の財産」となる歴史的・伝統的建造物及び街並みを有する地区等を景観形成重点地区に、市街地や主要な道路等の影響を受けることで景観が損なわれるおそれがあると認められる区域を景観形成促進地区にそれぞれ指定します。



■基本理念

豊かな自然に囲まれ、神仏、史跡、伝統文化と調和した新しい宇佐の景観づくり

■行動目標

- 宇佐の景観を守り・継承する**
先人達によって受け継がれてきた宇佐の景観を守り、次世代につなげていきます。
- 宇佐の景観を育て・活用する**
現存する資源の活用を図りながら、さらに良い景観資源に育てていきます。
- 宇佐の将来の景観を創る**
市内各地域の特性を活かしながら「将来の宇佐市のより良い景観を創ること」に努めます。

■計画実現に向けた景観形成の方針

景観計画では、建築物・工作物などの建設や、樹木の伐採、土地の開墾といった宇佐市の景観に影響を及ぼす行為に対し、形態・意匠（デザイン）などのルールを定めます。

宇佐市では、ルールを定めるにあたって、景観を「遠景」「中景」「近景」の順に3段階に整理し、それぞれに影響する行為の対象・規模や、景観形成の基準（制限）の範囲を広げることとします。

また、基準の強制力・厳密性については、市民の生活行動や都市活動への影響に配慮しつつ、自主性に任せる“緩やかな調和”、修景を促す“積極的な協調”、強制力のある“厳格な基準”の段階的な考え方で設定します。

